

2025-26年版『やさしすぎるFP』訂正表

令和8年4月30日

株式会社東京リーガルマインド

出版事業本部

この度は、弊社のテキストを愛読いただき、ありがとうございます。

以下の教材について一部訂正がありました。

ご不便をおかけしますこと心よりお詫び申し上げます。

◆やさしすぎるFP2級の教科書

ページ ・箇所	訂正 ・ 改正	下線部が訂正箇所となります	
		修正前	修正後
P354 上から4問 目の解説文	訂正	生活の用に供していた自家用車は、生活に通常必要である資産であるため、その譲渡損失の金額は、他の各種所得の金額と損益通算することができます。	生活の用に供していた自家用車は、生活に通常必要である資産であるため、 <u>譲渡益は非課税とされ、譲渡損失が生じても他の各種所得の金額と損益通算することはできません。</u>

以上